

平成 27 年 9 月 11 日

災害救助法適用に伴う特別処置について

関東財務局より、災害救助法適用に伴う特別処置について指示がありましたので、弊社
は便宜処置を適切に講ずることに致しましたので、ご案内申し上げます。

なお、当該地域にお住まいのご契約者様にはお手数ですが、状況に応じてご連絡くださ
るよう、宜しくお願い申し上げます。

記

☆ 台風 18 号等による大雨にかかる災害による災害救助法適用の被害地域

宮城県

仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、
遠田郡涌谷町

栃木県

栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡野木町

茨城県

古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、結城郡八千代町、猿島郡境町

以上